

総務教育常任委員会資料

(令和4年2月25日)

【件名】

- ・ 令和3年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課）・・・ 2
- ・ 海洋練習船「若鳥丸」代船建造の検討状況について
（教育環境課・高等学校課）・・・ 16
- ・ 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について
（いじめ・不登校総合対策センター）・・・ 18

教育委員会

令和3年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和4年2月25日
総合教育推進課
教育総務課

令和3年度第2回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時・場所

(1) 日時 令和4年2月7日(月) 午後1時から2時35分まで

(2) 場所 鳥取県庁 第3会議室等 オンライン会議により実施

2 出席者 知事、有識者委員、教育委員会(教育長、教育委員)

〈有識者委員〉

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	福壽 みどり	前 鳥取県PTA 協議会会長
大羽 沢子	鳥取大学医学附属病院ワークライフバランス支援センター 特任助教	堀江 愛	伯耆町教育委員会・湯梨浜町教育委員会 スクールソーシャルワーカー
永見 真	学校法人翔英学園 米子北斗中学校・高等学校 校長	山下 誉議	英会話イーオン鳥取校 講師

3 概要

(1) 主な意見

ア 小学校における30人学級の推進について 資料1

〈有識者委員〉

- ・30人学級になることで、小さい頃から自分の意見を活発に発言できる環境ができ、より国際的な人材の育成に繋がるのではないかと期待している。
- ・これまでの35人学級の措置において、学力が上がっていないということを総括するべきである。30人学級に何が期待できるのだろうか。丁寧に教えれば分かるとか、人数が少なくなれば分かるということではない。テンポよく、分かりやすく構成された授業、子どもが考えるポイントを作った授業を行うことが必要である。
- ・少人数による教育効果は実際あるのか。担任教員と合わない子どもが辛い思いをすることがないよう、プラスワン体制のような複数の目が入る方がいいのではないか。
- ・すべてに共通するが、子どもを見立て、手立てを打つことが重要。少人数学級だからといって、確実な見立てが打てるのか、教員1人が背負い込んでしまうのではなく、管理職と情報を共有するなど学校全体で取り組む体制が必要である。

〈教育委員〉

- ・これまで小学1・2年生で実施していた30人学級を段階的に拡充することで、2年生から3年生への移行がスムーズになることを期待している。
- ・少人数学級での授業のやり方しだいで、LD(学習障がい)の子どもが、特別支援学級ではなく、通常学級で学ぶことができれば、その能力が磨かれていくのではないか。インクルーシブなクラス編成を望みたい。
- ・グループワークも、1グループの人数が多くなると1人の発言時間が減り、1グループの人数を減らすと、グループ数が多く、全体の発表に時間がかかる。少人数学級の運営の質を高めるためには、グループワークの視点からも捉えることが重要だと考える。

イ 学力向上施策の推進について 資料2

〈有識者委員〉

- ・基礎・基本の定着なしに活用・応用の力につかえない。基礎・基本の定着が大切である。
- ・ICTを活用することで、授業評価やアンケートなど、生徒からの意見を吸い上げやすくなっている。そこから見えてきた課題、授業をいかに良くしていくかなど、担当教員1人に任せるのではなく、学校全体で取り組んでほしい。
- ・全国学力・学習状況調査の成果として「小学校の算数が好き」「算数の授業が分かる」の項目が改善した点や、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の項目が全国平均を上回っている点は評価できる。
- ・先般の大学入学共通テストでは、問題文や図を与え、複雑な情報を解釈していく出題傾向にあった。知識中心型ではなく、課題解決型の学習を取り入れ、力を入れていかないといけないと痛感した。

<教育委員>

- ・算数の学力だけでなく国語の学力も低下傾向にある。授業改善に向けて、教職員一人一人の意識改革や校長のリーダーシップ、指導主事の助言を得ながら、全県で取組んでいく必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査の結果で、小・中学校ともに「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、経年変化を見ても減り続けている。自己肯定感や自尊感情に関連してくると思われるが、子どもたちが希望と目標を持てるよう、いかにしてやる気を引き出していかうかが重要である。
- ・県教育委員会の問題意識が、市町村教育委員会に届き切らない部分があったかもしれない。市町村教育委員会との連携をしっかりと行っていきたい。また、教科担任制の導入により、同じ教員が同じ教科を繰り返し教えることで、授業の質が高まっていくと考えている。

ウ ヤングケアラーの支援に向けた取組について **資料3**

<有識者委員>

- ・オンラインサロンの設置について、話を聞いてもらうだけでなく、ピアサポーターの具体的な体験談を聞き、本人にとって実践的に役立つ知識を得ることのできる場になることを願っている。
- ・自分が大変だと思っていることを「親には伝えてほしくない」と言う子どももいる。当事者が望んでいることと、支援者の見立てが合致しないと、支援の押し付けになったり、家庭の中で生きづらくさせてしまうこともある。支援側の見立てとその当事者が望むことを一致させた上で支援を行うことが大切である。

<教育委員>

- ・医療サイドは、ヤングケアラーの入り口にいる。ヤングケアラーの把握については、在宅医療のプランを組み立てる医療ソーシャルワーカーが多くケースを把握しているため、意見を聞いてみてはどうか。
- ・医療サイドでヤングケアラーのケースを把握していても、虐待のように通告義務がないため、動くことができないので、将来的には、虐待と同様の通告義務を制度として設けるようなことについても考える必要があるのではないか。
- ・子どもにとっては、自分が育った環境が世界の全てである。自分が特殊な環境にいることが分からない子どもいるかもしれない。子どもに、「自分が困っていることは言っても良いのだよ」ということを知ってもらうことが、生きていくために非常に大切なことである。

エ 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について **資料4**

<教育委員>

○第一編 中期的な取組方針 について

- ・「スポーツ・文化芸術の振興」について、「文化芸術に触れることは地域への理解を深める」と記載されているが、文化芸術は、地域への理解を深めるとともに、世界に対する理解であり、歴史に対する理解であり、他者に対する開かれた理解にも繋がっていくということを、もう少し文言を練って記載してもいいのではないか。また、部活動の地域移行のことについても明記してはどうか。

○第二編 令和4年度重点取組施策 について

- ・「安心して学べる学校体制の構築」について、「いじめ・不登校等、学校が抱える諸課題の解決に向けて、大学教授等から指導助言を受け、当該の学校に重点的に訪問・指導助言を行う」取り組みは、学校現場においてとても心強い取組であり、教職員が一丸となり、子ども達と向き合い、支援に繋がってほしい。

(2) 報告事項 **資料5**

- ・令和3年10月18日に鳥取県教育審議会より答申のあった令和新时代の本県高等学校教育の在り方について、報告を行った。

(3) 知事総括

- ・30人学級については、単に教室の人数を減らすということが目的ではなく、学力や体力の向上、いじめ・不登校の問題、コミュニケーションの取り方などに良い影響を与えていくことが必要。残念ながら、全国学力・学習状況調査の平均点が下がってきているという状況ではあるが、30人学級の導入を契機に反転攻勢をかけるよう、県と市町村で協力して取り組んでいく。
- ・教育に関する大綱について、少人数学級の推進や国際バカロレア教育の導入、県立夜間中学の整備等の取組についてもしっかりと位置づけ、今回の有識者委員等からいただいた意見も反映させながらまとめていく。

4 今後の予定

「教育に関する大綱」について、今回の総合教育会議等での意見を基に、必要な修正を行い、3月末までに改定を行う。

小学校における30人学級の推進について

令和4年2月7日
教育人材開発課
小中学校課

本県においては、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、市町村の協力のもと、国に先行して少人数学級の推進を図ってきたところであり、小1プロブレム・中1ギャップの解消、学習意欲の向上、学校不適応の課題、特別な支援を必要とする児童生徒等の課題対応に一定の成果があった。

一方で、生徒指導や不登校など諸課題の低年齢化や特別な支援を必要とする児童の増加などは進行しており、引き続き児童一人ひとりに丁寧に対応していく必要がある。

については、鳥取県の目指す子育て環境の一層の充実を図るため、令和3年度から国が実施する少人数学級の動向等を踏まえ、県と市町村の協働により、国よりさらに一步先行する形で令和4年度以降、新たな少人数学級の制度構築を行っていききたい。

【新たな拡充(案)】

国より先行する県独自の少人数学級を、令和4年度から段階的に実現する。

【国の動き】

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、令和3年度から令和7年度にかけて小学校の35人学級を計画的に整備することは決定済。

※令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げ。(R4予算等で予定どおり計上、+3,290人)
(国の学級編制の標準の引き下げ(40人→35人)に係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

1 新たな少人数学級の方向性

【県教育委員会が定める学級編制基準】

- ・小1・2(30人)、中1(33人)は、進学により生じる課題である小1プロブレムや中1ギャップ解消の対応が引き続き必要であり、学校生活や人間関係への円滑な適応を図るため、単県費で少人数学級を実施【現行制度継続】
- ・小3～6は、協働的な学びの環境を整えるとともに、基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着等をより一層図るため、これまでの協力金(200万円)方式により学年進行で30人学級を実施【拡充】

【小学校】学級編制基準

□ : 単県費 □ : 200万円協力金

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
現行の本県基準	30人	30人	35人	35人	35人	35人
(参考)国の標準	35人	35人	40人	40人	40人	40人

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
令和4年度	30人	30人	30人	35人	35人	35人
令和5年度	30人	30人	30人	30人	35人	35人
令和6年度	30人	30人	30人	30人	30人	35人
令和7年度以降	30人	30人	30人	30人	30人	30人

※中学校のさらなる少人数学級の推進については、国の検討状況を踏まえ、来年度以降検討。

2 30人学級に係る課題とその解決に向けた取組

【教員の確保】

- 関西会場での試験実施、試験日程の早期化及びプロモーション活動(SNSや動画配信等)による教員の魅力発信等による新規採用者の確保
- 退職者の再任用推奨
- 教員養成を行う大学との連携により、教員を志望する者を確保する働きかけ
- 「未来の教師」育成プロジェクトなど、将来の教員を意識する高校生に対して教員の魅力を発信する取組により、長期的な教員志願者の育成

【教員の資質向上】

- 授業改善研修会やエキスパート教員を活用した資質向上に向けた研修の推進
- ICTを活用した教育の一層の充実など、現代的課題に対応する研修を通じて教員の資質向上を図る

【学力向上】

- 市町村との推進会議で情報共有、取組検討
- とっとり学力・学習状況調査等を活用した「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善

【小規模な学校に対する支援】

- 30人学級にいたらない小規模な学校に対しても、国の加配定数と県の予算の中で適正配置を図る

【参考】関係機関との意見交換会の概要

【令和3年5月 各市町村教育委員会との意見交換（地区別）での意見概要】

- ・小1～6まで同じ人数（30人）を希望する市町が大多数。
- ・低学年を25人にする案も一部市町村で希望。
- ・一方で25人学級では1学級13人が生じることから、活発な学習活動や学びの多様性の確保に懸念の声。
- ・500万円協力金は継続希望が多数。
- ・中学校もさらに少人数学級を推進する意見も多数あり。
- ・国の加配が削減されることへの懸念の声が多数あり。
- ・学級編制基準で配置された定数や加配の弾力的運用を望む市町村が大多数。

【令和3年6月 小学校長会からの意見】

- ・非常にありがたい。小学校低学年には特に必要。
- ・一方で、級外の教職員数を確保することが重要。
- ・実態に応じた学級編制の弾力的運用などを含む加配制度を検討していただきたい。

【令和3年7月 中学校長会からの意見】

- ・市町村で選べるような弾力的な運用の案を示していただきたい。
- ・教員の指導力を検証する必要がある。「人（加配）が欲しい」だけではいけない。

【令和3年10月 各市町村長との意見交換の概要】

- ・国より先行して少人数学級を進める方向性は良い。
- ・段階的ではなく、一気に全学年、全学級を少人数学級にしてはどうか。
- ・教員は確保できるのか。予算は変わらずできるのか。
- ・1クラスの人数が少なすぎるのはどうかと思うが、保護者はクラス増を望まれていると感じる。
- ・大規模校に当てはめると、増築という問題が出てくる可能性がある。（学級を分けないという選択肢も必要）
- ・1クラス当たりの人数として一定の規模がいるなら分けなくてもいい。プラス1で2人体制でもよい。
- ・教育効果を示す必要がある。（結果が出ていない）
- ・弾力的運用について、学校によっては加配になったりクラスを分けたりというのは変な感じがする。

【令和3年11月 県PTA協議会との意見交換】

- ・「国に先行して」の取組は賛同する。
- ・担任の確保が懸念材料。教員のなり手を増やしたい。鳥取の良さを他県にPRできれば。
- ・人が多く配置されることで、メリットを増やしてほしい。（複数の目で見てもらえる良さ）
- ・小3、中2で学級の児童生徒数が一気に増えるときに、困ったという事例を聞いている。
→小は30人、中は33人で統一という形にならないか。

【令和4年1月 第1回県・市町村行政懇談会の概要】

- ・少人数学級の考え方には賛同。
- ・これまで配置されている加配教員が減っていかないような取組をぜひお願いしたい。
- ・一度に教員が増えるということになると、質の確保や向上ができるか心配である。
- ・教員になりたい人が鳥取県の採用試験を受験するような取組をしていただきたい。
- ・教員の確保や資質向上に合わせ、教員の働き方をどう改善して、これからの時代に合った教育者を育てていくのかということも検討していきたい。
- ・500万円の協力金方式によって複式学級の解消をしている。ぜひ、引き続きこの制度の継続をお願いしたい。
- ・児童数が増える校区も一部あり、単純に30人学級を実施していこうとすると教室の数が足りなくなることもある。その際には柔軟な対応が必要になるかもしれない。

学力向上施策の推進について

令和4年2月7日
小中学校課

【今後の学力向上施策のポイント】

全国学力・学習状況調査で明らかになった学力課題の解決に向けて、令和2年3月に策定した「鳥取県学力向上推進プラン」をもとに、学力向上に向けた施策を進めているところ。

来年度はそのプランに基づき、これまでの取組に加えて新たに「未来を拓くとり学力向上プロジェクト」を立ち上げ、県教育委員会と市町村教育委員会の学力向上に向けての連携をさらに深め、一体となって学力向上施策を推進し、児童生徒の学力向上を図ることとしています。

1 全国学力・学習状況調査から見える成果と課題

(1) 教科に関する調査

調査結果（平均正答率[%]）

	国語		算数・数学	
	本県(公立)	全国(公立)	本県(公立)	全国(公立)
小学校6年	64	64.7	69	70.2
中学校3年	63	64.6	56	57.2

(2) 成果

- ・小学校算数においては、質問紙調査の「算数が好き」「算数の授業の内容が分かる」の項目の肯定的回答が、一昨年度から大きく改善した。算数の全校訪問の取組の成果として、各学校での授業改善が進みつつあることが伺える。
- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒が小・中学校とも全国平均を上回っている。経年変化をみても、特に小学校では一昨年度から大きく増加しており、話し合う活動を取り入れた授業改善が進んでいることが伺える。

(3) 課題

- ・小学校算数では、知識や技能を活用して答える問題に課題がみられた。
- ・中学校数学では、記述式問題の無回答率が全国より高く、質問紙調査でも最後まであきらめずに努力する項目で肯定的回答が低かった。
→言葉や数、式を使って説明する問題を授業でより多く取り扱うなどの授業改善が必要である。
- ・小学校国語では、「目的に応じて、話の内容や自分の主張が明確になるよう、スピーチの構成を考えたり、文章全体の構成や展開を考えたりする」力に課題がみられた。
→身に付けた知識を目的に応じて活用し、表現する力を育成するための授業改善が必要である。
- ・中学校国語では、「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えを持つ」力に課題がみられた。
→身に付けた知識を活用し、自分の考えを表現する力を児童生徒に育成するための授業改善が必要である。
- ・小・中学校ともに、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、経年変化を見ても減り続けている。
→家庭や地域とも連携を図りながら、ふるさとキャリア教育に基づいた取組を進めていくことが必要である。

2 今後の取組

未来を拓くとっとり学力向上プロジェクトについて（鳥取県学力向上推進プラン）

- 市町村教育委員会等との連携強化と県教育委員会の指導體制の見直し
- 個の伸びに着目した本県独自の調査の活用
- 「今、求められる学力」（活用力・応用力）を育成する授業づくりの推進
- 教師の指導力・能力を高める研修の充実
- 一人一台端末を活用した個別最適化された学習の推進

区分	内容
市町村教育委員会等との連携強化と県教育委員会の指導體制の見直し	<p>○「鳥取県・市町村学力向上推進会議」の開催 県と市町村長、教育長で構成される鳥取県・市町村学力向上推進会議を開催し、全国学調やとっとり学調の結果を分析し、課題解決への取組を市町村と検討・実行する。</p> <p>○学力向上推進PT会議 年2回実施し、外部有識者等からの助言や提言を生かして県の学力向上施策の進捗状況を定期的に検証する。</p>
個の伸びに着目した本県独自の調査の活用	<p>○とっとり学力・学習状況調査の実施 児童生徒一人一人の学力の伸びを測る指標となる県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を実施する。→R4：14市町村で実施予定 データを活用して個に寄り添った教育を推進するとともに、家庭との連携を図る。</p> <p>○学習状況を経年で把握する個人カルテの作成 小学4年～中学2年までの学力の伸びや非認知能力、学習方略の変化を可視化する個人カルテを作成する。</p>
「今、求められる学力」（活用力・応用力）を育成する授業づくりの推進	<p>○「今、求められる学力」の研修動画作成 エキスパート教員による「今、求められる学力」を育成するための授業を編集した研修動画を作成し、周知を図る。（小学校国語・算数、中学校国語・数学等）</p> <p>○市町村教育委員会と連携した集中的な支援 全国学調の問題を單元ごとに整理した活用問題（B-PLAN）や小学校算数単元到達度評価問題を希望する学校に毎月配信。県教育委員会と市町村教育委員会が学校を支援し、校内指導體制の強化を図る。</p> <p>○研修パッケージによる校内研修の実施 全国学調から把握した鳥取県の課題について周知し、授業改善を図るために研修パッケージを作成し、校内研修での活用を促す。（要請に応じて県指導主事が学校訪問し研修を行い助言することも可能）</p> <p>○全県小学校算数訪問の実施 「とっとりの授業改革【10の視点】重点項目」の徹底による授業改善を推進する。県教育委員会指導主事による学校訪問を継続して実施する。</p>
教師の指導力・能力を高める研修の充実	<p>○中学校定期考査改善研修（国語・数学・英語） 定期考査を、知識を活用して課題解決を行う力を問う問題に変える意義やその方法を学ぶ研修会を実施する。</p> <p>○「今求められる学力」を付けさせる授業改善研修会 学力調査官等、全国学調に係る専門家や文部科学省の教科専門官を招聘し、「今、求められる学力」について解説する教職員対象の授業研究会や研修会を実施する。 （国語）授業研究会（元学力調査官を招聘）を6か所で開催 （数学）教育団体と連携し、教科調査官（数学）等を招聘</p> <p>○学力向上研修会 小学校算数の教科調査官、秋田県の教育専門監を招聘した研修会を実施する。</p>
一人一台端末を活用した個別最適化された学習の推進	<p>○eラーニング教材活用による学力向上推進 eラーニング教材を導入し学力向上を行う市町村を支援し、個別最適な学習を推進するとともに、家庭学習等での活用を推進する。</p>

ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和4年2月7日
家庭支援課

1 令和3年度の取組

(1) 相談窓口の設置

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それらの方々に必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図るため、令和3年4月1日に県内3箇所の児童相談所に相談窓口を設置した。(対応時間：午前8時30分～午後5時(月～金、祝日を除く))

ア 相談件数 (R3.12末現在)

15件(うち、学校4件、家族3件、元ヤングケアラー・行政機関各2件、知人・医療機関・本人・その他各1件)

イ 相談内容(例)

相談概要
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の世話が辛いと訴えている生徒がいると学校から相談があり、相談窓口が中心となり、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒、障がい者相談支援事業所で複数回の面談を実施した。 ・家族が利用している障害福祉サービスについて、生徒の負担が軽減されるよう利用回数を増やした。また、特別児童扶養手当の申請を勧めサービス利用の増加に伴う金銭的負担の増加も解消された。
<ul style="list-style-type: none"> ・母親から「自分の体の痛みから子ども達に深夜までマッサージをしてもらっている。このため、子どもは翌日の学校で眠気が強く、何も知らない先生は子どもに何か病気でもあるのではないかと…」と相談があった。 ・福祉系の訪問サービスを利用中であったため、まずは子どもの負担軽減のために使えるサービスについて事業者と相談することを勧めた。また、居住地の役所の担当課に情報提供を行い、今後、必要な支援につなげていくこととした。
<ul style="list-style-type: none"> ・管内の高校から「母と生徒の2人世帯、母は傷病で仕事を休んでいて、生徒は母の病院にも付き添うなどしている。急を要する事例ではないが今後も見守りを続けていく。」と情報提供があった。 ・住所地の役場に情報提供を行い、当該世帯から、何らかの福祉サービス利用の申し出があった際にどのような対応が可能か検討を行った。現在、母の体調が回復傾向にあることと、生徒においても大きな負担が生じている状況ではないことから、引き続き、経過観察を行うこととした。

(2) ヤングケアラーの実態調査

令和3年7月、「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象となった全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。

また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなった。さらに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることが判明した。

ア 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

イ 回答者数等

区分	小5	中2	高2	青年
調査客体	458人	435人	420人	1,681人
回答者数	420人	416人	413人	397人
回収率	91.7%	95.6%	98.3%	23.6%

◇回答者は無作為に抽出。小学5年、中学2年、高校2年については、学校の学級単位で調査客体を抽出しているため、調査客体数がそれぞれ異なる。

ウ 調査結果

回答対象	ヤングケアラーに「当てはまる」と回答した者の割合	ヤングケアラーに「該当するか分からない」と回答した者の割合
小学5年生	1.8%	44.5%
中学2年生	2.0% (国調査 5.7%)	31.0% (※)
高校2年生	3.2% (国調査 4.1% (全日制))	24.9% (※)
青年	5.1%	13.0%

(※) 9月末に全中高生等に啓発用リーフレットを配布する前の回答であり、現在の中高生の認知度は100%に近いと思われる。

(3) ヤングケアラー対策会議の設置

県のヤングケアラー対策を検討するため、会議を設置した。

ア 委員

学識経験者、介護支援専門員（鳥取県介護支援専門員連絡協議会）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、学校（県高等学校長協会、県中学校長会、県小学校長会、都市教育長会、公立鳥取環境大学）、スクールソーシャルワーカー、市町村、児童相談所

イ 1回目会議（7/2開催）の主な意見

- ・教員への研修及び県立高等学校における悉皆調査を行うなど、学校においてヤングケアラーを発見する仕組みが必要
- ・相談窓口や流れ（フロー）を整理し、ヤングケアラーを発見した後、福祉・医療・教育など様々な分野をつなぐネットワークが必要、連携する上で司令塔（支援をマネジメントする機関）を明確にすることが重要

ウ 2回目会議（11/26開催）の主な意見

- ・小学生に配布するリーフレットは、マンガを活用して分かりやすく工夫し、授業の中で取り上げることが大事
- ・子どもが高校を卒業して社会に出たときに、家族のケアで困ったらどこに相談すればよいかきちんと教えることが必要。子どもにとっては高校が最後の砦
- ・ヤングケアラーに対する教員のベクトルが揃っていない。教員の意識改革が必要
- ・子どもは行政に直接相談することが難しい。SNSなど相談者にとってハードルの低い相談体制を整えておくことが必要
- ・ヤングケアラーの支援では、支援者が正しくアセスメントできることが必要であり、特に小学生には、子ども自身がヤングケアラーかどうかをチェックできる「セルフ・アセスメントシート」を作成してはどうか

エ 今後のスケジュール

- ・3回目会議（3月頃）：次年度予算と今後の対策のまとめ

(4) 広報啓発

ア リーフレットやメディア等による取組

- ・リーフレットを県内の全中高生等に配布するとともに、ポスターを県内全ての中学校及び高校・図書館など子どもの利用施設に配布した。
- ・テレビCM及びYouTube インストリーム広告により、ヤングケアラーの概念や相談窓口について情報提供を行った。

イ 県の広報媒体による取組

- ・県政だより（令和3年7月号）にヤングケアラー相談窓口の紹介記事を掲載し、県内全戸配布した。
- ・県政テレビ番組「マルっと！とっとり」（令和3年6月19日（土））において、ヤングケアラーの概念や対策、相談窓口等を紹介した。

ウ ヤングケアラーの実情と対策を学ぶ基調講演動画の配信

対策会議の委員でもある島根大学法文学部宮本教授による講演動画を作成し、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等に配信することにより、支援者の理解促進と対応力向上を促進した。（動画配信は3月末まで）。

エ ヤングケアラー支援についての研修動画の配信

市町村の子育て・家庭教育支援員等向けに「ヤングケアラー支援について」をテーマにした研修動画を配信して、支援者としてのスキルアップを図った（動画配信は10月29日で終了）。

(5) 公民連携推進事業補助金の活用によるヤングケアラー支援

「公民連携推進事業」として、「夜間休日のヤングケアラーSNS相談」を8月から9月にかけて試験的に実施、事業効果が高いことが認められ、2月まで継続実施とした。

ア 実施団体

N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社

イ 実施日時

第1期：令和3年8月1日（日）から9月30日（木）〔平日18：00～25：00、土日祝9：00～25：00〕

第2期：令和3年10月25日（月）から令和4年2月28日（月）〔平日18：00～23：00、土日祝9：00～23：00〕

ウ 実績

相談者人数：24名、相談やりとり：919回、友だち登録：67名（9月末時点）

2 令和4年度に向けた取組

実態調査の結果や対策会議の意見等を踏まえ、ヤングケアラーに対する支援体制を強化する。

(1) 支援の充実・孤立化防止

ア 県立高校での全数調査【新規】

令和3年度中に県立高校で全数調査を行い、ヤングケアラーに該当した生徒に対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。（私立高校についても全数調査の実施を依頼済）。→対策会議での意見を踏まえた対応

イ SNS相談の窓口設置【新規】

ヤングケアラーがより気軽に相談できるようSNSによる相談窓口を設置し、ヤングケアラーに対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。→試験的に行ったSNS相談の効果が高いことから、県事業として実施

ウ オンラインサロンの設置（当事者同士の情報共有やピアサポーターによるアドバイス）【新規】

ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。→県の実態調査において、ヤングケアラーが希望するサポートとして見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られること等、外部とのつながりを求めていることが判明したことや、国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」においてオンラインによる相談も支援に有効であると報告があったこと等から実施

エ 電話相談24時間化【拡充】

いじめ110番（電話：0857-28-8718）において夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付けることとし、児童相談所の相談窓口と併せて電話相談の対応時間を24時間365日に拡充する。→平日昼間に通学等を行っているヤングケアラーの利便性の向上や、試験的に行ったSNS相談で相談が20時～23時に集中したことを踏まえた対応

(2) 支援者のスキルアップ

ア 支援・対応力向上のための研修会

福祉・介護・医療・教育等関係機関職員がヤングケアラーに早期の段階から気付くことができるよう支援機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施

イ 支援機関の研修助成【新規】

ヤングケアラーの各支援機関が、それぞれの分野における課題や対策を『掘り下げて』研修するための補助金を創設

(3) 理解促進・啓発

ア ヤングケアラー啓発事業【拡充】

リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。なお、小学4～6年生にはマンガを用いたリーフレットを配布する（小学1～3年生には保護者あてに中高生用のリーフレットを配布する）。→県の実態調査で小学生にもヤングケアラーが存在することが判明したことや、対策会議での意見を踏まえた対応

イ ヤングケアラーの問題を学ぶためのフォーラム

教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等だけでなく、県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムを開催

(4) 関係機関の連携

ヤングケアラー対策会議

引き続き、学識経験者に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

令和4年2月7日
総合教育推進課

主な改正ポイント

➤ 第一編

- 「5 スポーツ・文化芸術の振興」に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、世界の舞台で活躍できるジュニア競技者の発掘等を推進することから、「世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者の発掘・育成」を記載。

➤ 第二編

○授業改革の推進〔第二編 1-③〕

- ・小学校高学年における教科担任制の導入による質の高い授業の提供の推進

授業改革の推進

学習指導要領の全面実施にあたり、思考力、判断力、表現力を一層高めるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革や探究活動の充実、バランスの取れた英語4技能の育成に資する取組を進めます。そのためにも、教員の授業デザイン力を高めるとともに、地域の魅力を生かした特色ある授業や探究活動を推進します。

なお、小学校高学年においては、教科担任制の導入による質の高い授業の提供を推進します。

さらに、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育成するため、地域や地元産業界と連携して教科等横断的な視点でカリキュラムを組み立て、学校全体で組織的・計画的に指導改善を進めるなど、カリキュラム・マネジメントの確立によって、学校における教育活動の質の向上を図ります。

○学力向上策の推進〔第二編 1-④〕

- ・「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、学力向上の課題解決に向けて全県一体となった取組の推進
- ・鳥取県独自の学力・学習状況調査の分析を活用して作成した個人カルテによる個に寄り添った指導・支援の推進及び効果的な取組の普及

学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて策定した「鳥取県学力向上推進プラン」を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から学力向上施策を実施します。

まず、学力向上の課題解決に向けて、「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、市町村との連携をより一層強化し、全県一体となった学力向上を推進するとともに、学力向上推進プロジェクトチーム会議で外部有識者等から提案された助言や提言を参考にしながら取り組みます。

学力向上施策として、過去の全国学力・学習状況調査の問題から授業改善を行うB-PLANや小学校算数単元到達度評価問題の活用、全国学力・学習状況調査に係る専門家を講師として招聘した研修会、授業改善の具体的な取組を解説した県独自の動画教材による校内研究など、課題である知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に焦点化して取り組みます。

また、市町村と連携し、支援が必要な学校に対して継続した学校訪問や、算数の学力向上に向けた全小学校への訪問により、教員の授業力の向上に向けて指導助言を行います。

さらに、鳥取県独自の学力調査である「とっとり学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒一人一人の学力の伸びや学力を支える力を継続的に把握するための個人カルテを作成し、個に寄り添った指導・支援を推進するための授業改善に取り組み、その活用法について、学校管理職や教職員を対象とした研修会等で広く周知、普及していきます。

併せて、必要に応じて家庭学習の質の向上に役立つ好事例を示して助言したり、eラーニング教材の家庭学習での効果的な活用等を指導したりするなど、子どもの学習習慣の定着に繋がる取組を進めます。

○ICT活用教育の推進〔第二編 1-⑤〕

- ・鳥取型教育DXの実現に向けた、STEAM教育などの教科横断的な学びや、個々の学習情報等、各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育の取組の推進
- ・小・中学校における英語等のデジタル教科書の活用や、高等学校の機種指定した自己所有端末の使用
- ・GIGAスクール運営支援センターの設置や、県立学校ネットワークの回線強化による、ICT活用の促進

ICT活用教育の推進

「GIGAスクール構想」により県内全小・中学校の児童生徒一人一台端末が整備されたことから、令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」に基づき、民間企業等と連携しながらICTを活用した「ととりの学び」を構築し、今後更なる定着に向けて「学びの改革」を推進するとともに、高等学校で本格稼働する一人一台端末の活用により、12年間の連続した学びの実現を目指します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学习や他地域との遠隔授業などの協働的な学び、STEAM教育などの教科横断的な学びを推進していくため、教員研修や学校教育支援サイト等による教員のICT活用指導力の向上や小学校から高等学校までの県下共通の学習ツール活用による一貫した取組、個々の学習、生活、健康など各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育への取組を進め、鳥取型教育DXの実現を目指します。

さらに、小学校のプログラミング的思考の視点を取り入れた授業や取組、小・中学校における英語等のデジタル教科書の活用などをより一層推進するとともに、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用(BYAD)により「主体的・対話的で深い学び」を促進します。

そうした取組を支えるGIGAスクール運営支援センターの設置や県立学校ネットワークの回線強化も行います。

併せて、取組の推進に当たっては、児童生徒の健康面への配慮についても留意します。

※STEAM教育は、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学・ものづくり)、Arts(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)の略。STEM(Science、Technology、Engineering、Mathematics)に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でArtsを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習。

※DXは、Digital Transformationの略。

〇ふるさとキャリア教育の推進〔第二編 2-②〕

・高校生を対象とした「スーパー工業士」制度の新設

ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、保護者への情報発信や教員、保護者を対象とした県内企業見学会の実施、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話、県内での修学旅行等、幼児期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育に取り組みます。

さらに、小学校から高等学校までを通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさとキャリア教育の学びを繋いでいくとともに、その効果的な活用方法の研究・実践や、教員への研修など、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を担う若き担い手を育成します。

さらに、製造業においても、製造現場でAI実装ができる人材の育成を目的に高校生を対象とした「スーパー工業士」制度を新設し、ものづくり産業の人材育成を進めていきます。

併せて、令和元年度に策定した「鳥取県文化財保存活用大綱」を踏まえて、文化財の活用を促進するため、無形文化財保持者の指導による伝統文化の体験やむきばんだ史跡公園等における古代体験を通じ、いにしえの人々の暮らしのを知る機会の提供をつくるなどのふるさとキャリア教育を実践します。

〇いじめ・不登校対策〔第二編 3-②〕・〔第二編 3-③〕

- ・少人数学級の更なる推進(小学校における30人学級の順次導入)
- ・学校が抱える諸課題(いじめ等)の解決に対する大学教授等からの指導助言及びそれに基づく具体的な対策の検討や学校への訪問・指導助言の実施
- ・SNSの相談対応やオンラインサロン開催などヤングケアラーを孤立させない取組の推進
- ・令和6年4月の開校を目指した県立夜間中学の設置に向けた準備の推進

安心して学べる学校体制の構築

国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、これまでの成果を検証しながら、本県独自の少人数学級の更なる取組を進めます。

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援については、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるよう、教職員の対応力向上をはじめ、不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図るため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修や学校・関係機関等が有するノウハウの共有等を行うとともに、大学教授等から指導助言を受けながら、県と市町村で開催する「いじめ・不登校等対策連携会議」において、不登校、いじめ、暴力行為等、学校が抱える諸課題の解決に向けて、具体的な対策を検討し、課題を抱える学校に対して重点的に訪問・指導助言を行います。

併せて、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」や安心して過ごせる居場所の確保、子どもの自己肯定感の醸成に係る取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進めるとともに、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。

さらに、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の構築などを進め、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについては、その存在に早く気づき支援するため、各学校において、児童生徒が相談しやすい体制を整え、スクールソーシャルワーカー等と連携して適切な支援機関に繋げるとともに、SNSによる相談対応やオンラインサロンを開催し、ヤングケアラーを孤立させない取組を行います。

また、教員等を対象にした研修会を開催し、ヤングケアラーの支援・対応力向上に取り組めます。

多様な学びの機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、地域未来塾など学習環境を整備する市町村を支援します。

また、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保に向けて、ICTを活用した自宅学習支援の取組を推進します。

併せて、「フリースクール」への運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

さらに、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のため十分に学校に通えなかった人等に対して、学びの機会を提供するため、県立夜間中学を設置することとし、令和6年4月開校を目指して準備を進めます。

〇障がい児への支援体制の充実〔第二編 4-①〕・〔第二編 4-③〕

- ・きこえない・きこえにくい子とその家族の支援の中核となるセンターや医療的ケア児支援センターの設置による、支援体制の充実

障がい児への支援体制の充実

障がいのある幼児児童生徒への就学前から就労に至るまで切れ目ない教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

また、外部専門家を配置することにより、特別支援学校の専門性を強化するなど、地域の特別支援教育拠点としての役割の充実を図ります。

さらに、病気療養児の学習保障と円滑な学校復帰を進めるため、ICT機器やロボットを活用した遠隔教育に取り組めます。

なお、近年の発達障がいのある幼児児童生徒の増加等に伴い、小中高等学校において特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状や、特別支援学校における障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアの必要性の増加等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育の在り方について検討を進めます。

加えて、きこえない・きこえにくい子とその家族に対する相談と交流の窓口として、子どもの今後を考える上で必要な情報の提供等を行うなど支援の中核として設置されるセンターと協力しながら、きこえない・きこえにくい子に対する支援の充実を図ります。

医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実

学校看護師を対象に、経験等を踏まえた段階的な研修会の実施や、学校看護師を統轄する常勤看護師の配置を推進するとともに、学校看護師や教員に対する研修を実施することにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるように、設置される医療的ケア児支援センターと協力して、医療的ケア児・保護者が希望する教育の場で学習できるよう教育体制の充実に取り組めます。

〇県立美術館の整備推進〔第二編 5-⑤〕

- ・学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」の稼働に向けた取組の推進

県立美術館の整備推進

鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、令和7年春開館に向けて、県内の文化芸術に係る団体等と連携した「県民立」の美術館づくりに取り組み、美術館への期待を高める活動を進めます。

さらに、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」を稼働させるため、小学校等の美術展への招待や、対話型鑑賞充実のためのファシリテーター養成の実践と調査研究を進めます。

また、県内の美術館等の協力連携により、共同企画展やICTを活用するなどして、県立美術館の魅力を県全域に享受できる環境づくりに取り組めます。

「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について（答申）」について

令和 4 年 2 月 7 日
高等学校課

「令和 8 年度以降の県立高等学校の在り方について」基本方針を策定するにあたり、県教育委員会から県教育審議会に対し諮問（令和 2 年 2 月 20 日）していたところ、この度、同審議会から令和 3 年 10 月 18 日に答申を受けました。

1 答申の概要

【1 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策】

< 1 > Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす学び

- 生徒一人一人の特性を生かした体験と実践を伴う探究的な学びを推進し、ICT の利活用を融合しながら、創造力、コミュニケーション力等を育成することが重要。
- 様々な教育資源等を活用し、いつでもどこでも学べる学習環境の整備が必要であり、関係機関等と計画的・持続的に連携・協働する体制整備が重要。
- 複数の高等学校が教育課程の相互互換を図ることでそれぞれの特徴的な科目等の履修を可能とするなどして特色・魅力ある教育に取り組むことが必要。

< 2 > 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進

- 高等学校における学びの中に、地域とのつながりが実感できる場面や、様々な人や職業があって社会が成り立っていることを体感する機会を作るなどの工夫を行うことが必要。
- コミュニティ・スクールを活用し、地域と学校が合意形成を図り、相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う生徒の成長を支える取組の更なる充実が必要である。

< 3 > 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び

- 生徒が社会参画力を高め、地域社会や、ひいては国際社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を磨いていくことが必要。
- 豊かな国際感覚や人権感覚、外国語によるコミュニケーション力を培うとともに、多様な立場の者と協働的に議論するなどして、ダイバーシティの中で活躍できる人材の育成を図ることが重要。

< 4 > 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方

- 普通科高等学校が教育課程を最大限工夫し、その特色を明確にするとともに、生徒の学びに向かう力、豊かな人間性等を養い発揮させることができる環境の整備が必要。
- 個々の生徒の主体的な学びや探究的な学びを支援するためには、大学等と連携・協働して、より高度で先進的な授業を導入することも必要。

< 5 > 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方

- 学校と産業界、行政機関、高等教育機関等との連携を強化し、例えばコンソーシアムを立ち上げて職業人育成のための教育課程を編成するなどの取組が重要。
- 自ら事業を立ち上げたり、更には持続可能な事業へと発展させるための起業家や経営者の視点を養うことにも期待。

< 6 > 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方

- 学習内容が定着しづらい生徒や、発達障がいなどの二次障がいによる不登校、精神疾患への対応が必要な生徒等への支援には人的な配置が必要。
- 通級による指導は、生徒が自分を見つめ直し、様々なことに前向きに取り組めるようになる等の効果が報告されていることから、どの県立高等学校に在籍していても通級による指導を受けることができるなどの学習環境の構築が必要。

< 7 > 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

- 成功体験や自己有用感を経験させながら、全日制課程と比べてより重点的に手厚く行う生徒一人一人への的確な支援を通して、その能力を最大限引き出していくことが重要。
- スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家や、地域、ハローワーク等の専門機関等と連携することなどにより、社会とのつなぎの部分充実させることが重要。

【II 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策】

< 8 > 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方

- 標準的な学校規模を見直した上で、学校の再編・統廃合等の検討も含めた規模の適正化に努めることが必要。
- 市街地の高等学校においては、1学年3学級規模でも学校の活力を維持することが可能と考える。については、今後は1学年当たり3学級以上が適当。
- 東中西部地区に普通科、専門学科をバランスよく配置し、特に際立った学科は県内に残して学生寮を設置するなど、中学生の学びの機会を損なわないことが望まれる。
- 生徒減に対して、学級減ではなく少人数指導に活路を見つけて、生徒一人一人に目を向けたしっかりした教育を行う方向を考えていくことも必要。
- 中山間地域では市街地に比べて子どもの数が著しく減少している中で、その地域の活力を維持するためにも高等学校の存在は、これまで以上に大きくなってきており、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要。
- 鳥取県は自然に恵まれ、「あんしん」して暮らすことのできる地域づくりを進めている県であることや、県と地元自治体が連携協働を図りながら「顔の見えるネットワーク」で人づくり・地域づくりに取り組む姿も大きな魅力として打ち出しながら、積極的に県外の生徒を募集し、寮の充実など住環境整備を進めることが必要。

< 9 > 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方

- 現在の普通学科、専門学科、総合学科の割合（55:36:9）は、他県と比較して本県県立高校では普通学科の割合が低いが、生徒に様々な選択肢を示すことは必要であり、同程度の割合の維持が望ましい。

< 10 > 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方

- 公私の比率を守ることと縛られると双方が縮小していきただけである。公私がそれぞれ発展していくためには、県内外の中学生から注目されるよう、切磋琢磨する中で、互いに魅力化や特色化を進めていくことも必要。

< 11 > Society5.0の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

- 生徒一人一人が学びの中で、いつでも、どこでもICTを活用できる環境整備を進めていくことが重要。

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和3年度 教育委員会事務局による基本方針（素案）の作成

令和4年度 パブリックコメント、説明会等

令和5年度 基本方針の策定

海洋練習船「若鳥丸」代船建造の検討状況について

令和4年2月25日
教育環境課・高等学校課

境港総合技術高校の海洋練習船「若鳥丸」は、平成15年3月の竣工から令和3年度で19年目となり、年々維持管理経費が増加していることなどから、代船建造について検討を進めてきました。検討状況及び今後の建造に向けた予定について報告します。

1 経緯

- 平成30年度に、現行船と同規模の船の令和4年度建造について検討を始めたが、今後の人口減に伴う生徒数の減少等も踏まえ、規模や経費をより削減できる手法について更に検討することとした。
- 他の都道府県に対し共同運航の意向について確認し、可能性のあった県について、詳細な調査をしたところ、カリキュラムの内容や乗船履歴の確保の問題から共同運航は困難であった。

2 基本方針

代船の目的は、県内唯一の水産学科を有する専門高校として、内航船の船員などニーズの高い人材や地元漁業を支える人材を育成すること、生徒の水産・海洋分野への就職や海洋関係の大学等への進学につなげることに重点を置くこととした。

内航船の海技士の育成	船舶の安全・適切な運航のための知識・技術の習得及び内航船員としての資質・能力を身につける。 ・瀬戸内海、伊勢湾、東京湾など多様な沿岸航海における航路学習や、各地の港へ寄港し出入港作業の実施 ・長期航海を通じた船員としての生活や必要な労務作業等の習得 など
地元漁業を担う人材育成	生産性が高く、持続可能な漁業をめざす力をつける。 ・地元漁業者のニーズを踏まえたイカ釣り、かご、底延縄の知識・技術の習得 ・効率の良い漁具や水産資源の持続可能な漁法等の習得 ・漁獲物の鮮度維持や選別、箱詰め技術の習得、活魚管理、活け締めなど付加価値を高める技術の習得 など
調査研究	生徒の探究心の向上や地域への貢献のため、県内大学、試験研究機関と連携した水産資源や海洋環境の調査研究を実施する。

※基本方針に基づく実習等を効果的に実施するため、生徒が目指す進路に応じたコースに分け実習を行う。以下のコースのうち海技士（航海士・機関士）が同一の航海実習となる。

コース	内 容
海技士（航海士）	船の操作や漁業に関する知識や技術を学ぶ
海技士（機関士）	船用機関や水産機械に関する知識や技術を学ぶ
海洋資源管理等の学習	海洋資源管理や資源調査の実践的な力や加工、流通、経営等に関し学ぶ

3 代船建造の方針

基本方針を達成するとともに、維持管理経費や今後の人口減少に伴う生徒数の減を踏まえた船の規模や設備の最適化を図る。併せて、安全性や居住空間の快適性を確保する。

(1) 規模等

区分	代 船 (令和7年度末竣工予定)	現 船 (平成15年3月竣工)
総トン数	約400トン	516トン
費用	約19.3億円（見込）	15億654万円
主要寸法	全長：約40m 幅：約9m	全長：50.5m 幅：9.5m
最大搭載人員	49名	68名
航行区域	国内航海	国際航海

<総トン数の減の主な要因>

- ・海技士コースと海洋資源管理や資源調査等に係る学習をするコースに分けることにより、一回の搭載人員を減少した。それに伴い、居室数や食堂の面積が減少した。
- ・国際航海から国内航海に変更したことにより、設備や施設の一部が不要又は縮小が可能となる。

(2) 設備等の方向性

- ・機器設備は、実際に現場に導入されている機器を踏まえたものとする。
- ・減揺装置を効果的な場所に設置し、快適性を確保する。
- ・円滑な調査、分析が可能な計測器や観測室を整備する。
- ・食堂を学習室としても利用できるように配置や設備を工夫するとともに、インターネット利用ができる環境を整備する。
- ・生徒の居住空間は、現行維持又は微増で面積を確保し、安全性・快適性の確保に努める。また、女子生徒専用区画（居室、洗面、トイレ、浴室）を設ける。

4 今後の予定

(1) 建造の時期

今後実施する導入可能性調査の結果により代船の調達方法が決定するが、直営・PFI手法にかかわらず、建造時期は令和6～7年度（7年度末竣工）を予定しており、令和4年度中に練習船を保有する都道府県及び国で構成する代船建造調整会議で建造時期を正式に表明する。

(2) 設計予算の上程

令和4年度中に、設計にかかる予算を上程する。

(3) 国内航海への円滑な切り替え

代船稼働に先立ち、令和6年度から現船を国内航海船に登録変更し、国内航海による実習内容やカリキュラムの準備を始め、令和8年度からの本格運用に備える。

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

令和4年2月25日

いじめ・不登校総合対策センター

「第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、本県の不登校支援の取組を説明するとともに、いじめ問題への対応や不登校支援の取組についてグループ協議を通して意見を伺ったので、その概要を報告します。

1 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の目的

いじめ問題や不登校支援について本県の現状及び今後の取組に関する本県の考え方について、委員に意見を伺い、今後の本県の取組及び施策等の参考にします。

2 日 時 令和4年1月31日（月） ※オンライン開催

3 委 員 22名

県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、私立中学高等学校長会、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県福祉保健部、県子育て・人財局、福祉相談センター、県警察本部

4 内 容

(1) 説明 鳥取県における不登校支援の取組について

(2) グループ協議

○いじめ対応に関する協議

・いじめ事例（よく起こりがちで長期化や深刻化しやすいケース）をもとに、必要な対応や児童生徒等への寄り添い方等、委員それぞれの立場からの意見を伺った。

○不登校支援に関する協議

・校内サポート教室や自宅学習支援事業の取組の成果等から見てきた「不登校支援の上で大切なこと」を説明し、その考え方等をどのように広げていけばよいかについて、また、不登校特例校の効果と課題を踏まえ、新たにどんな支援の枠組みが必要かについて意見交換を行った。

5 グループ協議での主な意見

(1) いじめ対応に関する協議

【テーマ】事例を通して「いじめによる子どもたちの苦しみが深刻にならないためには何が必要か」

【主な意見】

- ・いじめを受けた側、いじめをした側のそれぞれから、しっかり丁寧に事情を聞き取ることが大切である。した側は、背景に何かしらあると考えられ、アプローチの仕方も重要である。また受けた側の保護者や子どもには、継続した定期的なフォローが必要である。
- ・いじめた側に発達特性などがあると、家庭も含め、より丁寧な対応が必要となる。
- ・トラブルがあったとき、ソーシャルスキルトレーニングのように、事実はどうでそれによって相手がどう感じたかということを丁寧に通訳するようなことが必要なのだと感じる。
- ・本人が「大丈夫です」というような場合は本当に難しく、担任として抱え込んでしまう危険性がある。抱え込みを防ぐためには、学校がチームとしての対応をしていかなければならない。
- ・学校と家庭とのずれは生じやすいので、それを埋め合わせるためにはケース会議を行うことが必要である。
- ・ケース会議はタイムリーに行うことが大切だが、先生方は忙しいので、フットワークの良いミニ会議をどの学校もできるような風土ができるとよい。
- ・いじめの指導をした後のスケジュール感が大切であり、この後どのような体制で見守っていくのかなどは、担任は多くの子どもの相手をしているのので、後のフォローをコントロールできる者が必要である。

(2) 不登校に関する協議

【テーマ】「今後の不登校支援の在り方について」

【主な意見】

- ・通級指導教室の希望者は年々増えているように思う。大きい学校には全て通級指導教室があるとよい。
- ・サポート教室や自宅学習支援は増えてきているが、足りていない。小学校にも配置してほしい。
- ・学校の教員は、つい欲が出てしまって、できるようになると「じゃあ次」となってしまうので、無理させないようにしなければいけない。本人に考える場を与えながら、しっかりと学校と本人とが繋がって、自信を高めていく取り組みを、自立のために進めたい。
- ・社会的自立という点について、学校側からするとどうしても学習に重きが置かれている。認識の違いを話し合える場があるとよいのではないか。
- ・困っているときに助けてほしいと言える力をつけていくことが、子どもも大人も必要になってきていると感じる。
- ・学習保障を考えると、私たちは子どもたちの次のステップを考えるが、慎重に行う必要がある。子どもたちに様々なアプローチの仕方があるが、その一つ的手段として「不登校特例校」が存在するのであれば、それは魅力的だと思う。
- ・「不登校特例校」については、目的を明確にした上で、子どもや保護者が選択できるような学校であればよいと思う。

6 今後について

- ・次年度も実施予定の学校の生徒指導担当等を対象とした悉皆による「いじめ問題に関する行政説明会」において、いただいた意見を踏まえ、いじめ問題への対応について説明をする。
- ・次年度の新規事業である「全県協働学校づくり事業」において、本連絡協議会でいただいた意見を不登校支援の在り方の参考とする。
- ・県教育委員会として、不登校支援の在り方について、不登校特例校の意義や課題等も踏まえ、引き続き研究する。

不登校児童・生徒への支援状況と課題について

＜これまでの取組＞

○学校・市町村教育委員会の取組

教員と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のよりよい人間関係づくりを通じた安心・安全な学校づくりをはじめ、児童生徒理解に基づく支援を各学校において進めているが、学校になじめないであるとか、集団の苦手さ等から、個別に学べる環境を求める場合もあり、学校においては、相談室などの別室であったり、市町村教育委員会においては教育支援センターを設置したりして、これらの支援を行ってきている。

○県教育委員会の取組

問題行動や不登校等の実態把握のための全学校調査を行い、課題の把握と必要な支援について検討するとともに、適切な支援につなげられるよう各種ガイドブック等を作成して、教職員対象に研修を行ったり、スクールカウンセラー等専門職員を配置するなどして、学校や市町村教育委員会の取組を支援したりしている。また、校内サポート教室やICTを活用した自宅学習支援事業のようなモデル的な事業を行い、成果と課題を把握して、校長会等で周知している。

県教育支援センター「ハートフルスペース」を県内3か所に設置し、義務教育修了後から20歳くらいまでの引きこもりの心配がある青少年を対象に社会参加・自立に向けて支援を行っている。

＜課題＞

不登校の要因・背景として、小・中学校とも割合が高い、「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、以下の2点が課題として挙げられる。

- 児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実
- 保護者の困り感に対する家庭への支援

〔児童生徒の状況別支援〕

児童生徒の状況	居場所・学びの場所 学びの方法	実施 主体	学びの姿や支援内容等
学校に通っている	④登校や教室での学びに苦しさを感 じているがクラスで 過ごしている	通常学級・特別支援学級	市町村 ・学級担任等が、学級内で座席の工夫や声掛け 等による支援を行う
	⑤学校には登校でき るが教室に入れな い(集団にしんど さがあるなど)	相談室・保健室 校内サポート教室(県事業) ＜県内5中学校(令和3年度)＞	市町村 県 市町村 ・児童生徒が、自習や担任から与えられた課題 を行う(クールダウンや休息等も含む) ・個々の生徒のペースで学校生活を送れるよう 支援員が、困り感や特徴に応じた支援を行う ※学習支援、教育相談、保護者相談 ※特別非常勤講師等による体験活動 ※オンラインによる遠隔授業(R3から試行)
学校に通っていない	⑥自宅を出られるが 登校できない (集団にしんどさ があるなど)	教育支援センター ＜市町村設置:県内11か所＞ フリースクール ＜民間施設:県が補助金を交付 している施設は県内4か所＞	市町村 民間 ・児童生徒が、個々のペースで自習、少人数の 友達と関わりながら学ぶ ※出席扱いが認められる ・施設の指導員等が、学習支援を中心に行う ※出席扱いとなる場合もある(補助金交付対 象の施設の場合)
	⑦自宅を出ることが できない	自宅学習支援事業(県事業) ＜小・中・高校生 30人枠(令和 3年度)＞	県 ・自宅学習支援員が、オンライン学習教材を使 って学習支援や心的サポートを行う (オンラインでのメッセージや家庭訪問等) ※出席扱いとなる場合もある

〔県教育委員会の支援事業について〕

■不登校生徒等への自宅学習支援事業（R元.9月開始）

- ・学びの機会を失っている不登校生徒等（小中学生・高校生年代）を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学びへの意欲や学力補充を行い、自己肯定感を高め社会的自立を促す。
- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心的なサポート等を行う。

■校内サポート教室（R2年度にモデル事業として開始）

- ・通常の学級での学習等や集団での生活が困難となった不登校（傾向）生徒の支援を行う校内における特別の教室（サポート教室）に、専属のサポート教室支援員を配置し、個々の生徒の状況に応じた学習支援・生活支援を行い、社会的自立を目指す。

■学級力・組織力による不登校改善事業（令和3年度新規事業）

- ・学級づくりなどに焦点を当て、教員と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て安心感や自己肯定感を高める取組を推進するため、管理職及び教職員を対象とした研修会を実施する。

■学校生活適応支援員の配置

- ・不登校の未然防止や早期発見、早期支援の取組を推進するため、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題が心配される公立小学校18校に学校生活適応支援員を配置する。

■SCの配置

- ・不登校や問題行動等の対応の充実を図るため全中学校区にSCを配置し、校区内の小学校も対応する。（令和2年度から、教員とSCの協働による心理教育の授業づくりの取組に着手している。）

■SSWの人材育成

- ・SSWを配置する市町村に助成するとともに、県立学校にSSWを配置する。
- ・SSWの新規配置や配置拡充を求める市町村のニーズに対応できるよう、活用に必要な社会福祉の知識や技能等を有する人材を育成する。

■教職員・保護者のための不登校相談窓口の設置（R2.2月から）

■「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」の周知（R2.8月通知）

- ・本ガイドブックの内容に基づく取組が各学校において行われるようにするため、学校訪問型研修や連絡協議会等で活用し、周知を進める。

■「教職員のための不登校支援リーフレット」の作成

- ・教職員が一目で分かるようにするため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」のダイジェスト版を作成するとともに、県内の学校の先進的な取組例を紹介した。

■教職員研修用動画資料の配信（R3.4月から）

- ・いじめ問題への対応や不登校支援、児童虐待への対応について研修用動画を作成し、校内研修等で活用できるよう配信する。

■各種研修会等の実施

- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を開催する。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同連絡会を開催し、研修を通して相談者の支援及び活動の充実や関係機関との連携を図る。

■鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催

- ・令和2年度から「鳥取県不登校親の会ネットワーク」や「フリースクール協議会」の代表者を委員に加え、不登校支援に係る関係機関等との連携を図る。

■教育相談事業

- ・電話・来所・訪問・メール等による教育相談、専門指導員による幼児及びその保護者への相談・個別支援、専門医による教育相談会を実施し、子どもや保護者等の支援を行う。

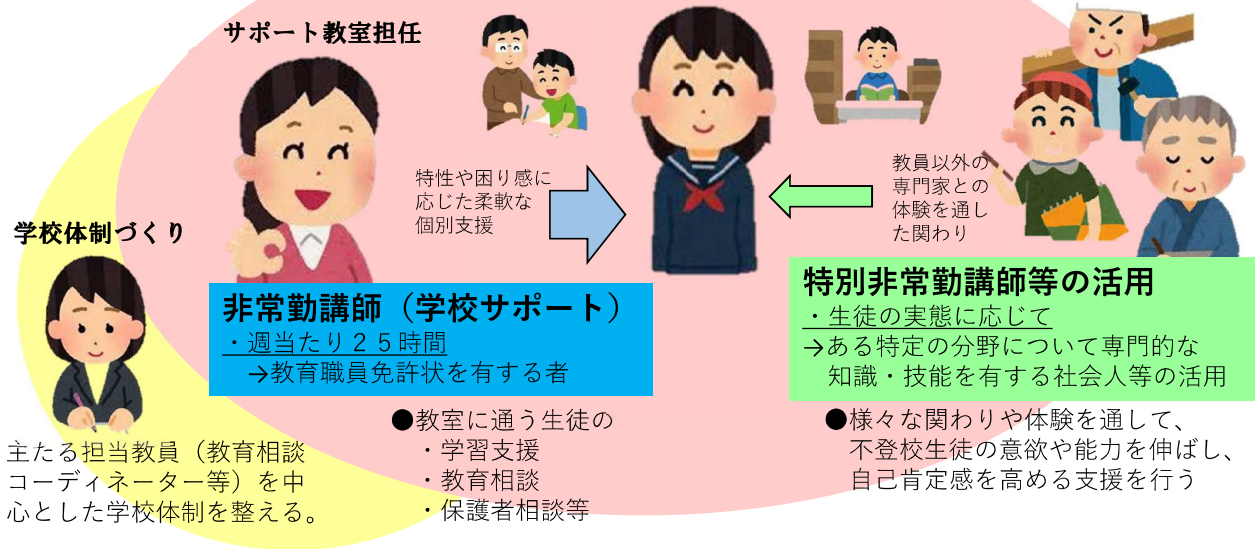
校内サポート教室の設置

東部・中部・西部の5中学校に配置

<サポート教室とは>

通常の学級での学習や集団での生活が困難になった生徒に対し、教室復帰のみを目標とするのではなく、個々の生徒のペースで学校生活が送れるよう、特性や困り感等に応じたきめ細かな支援を行うために設置する学校内の教室

状況に配慮した学習の機会の確保や安心して過ごせる居場所を提供することで、生徒の自己肯定感を高め、社会的な自立に向けた支援を行う環境づくり



不登校生徒等への自宅学習支援事業

「県教育支援センターにおけるICT等による学習支援」

<対象>

- ①鳥取県内の小・中学校の主に家庭で過ごす不登校児童生徒及び高校生年代のひきこもり（傾向）の青少年
 - ②保護者・家庭の協力が得られる児童生徒
 - ③学習意欲のある児童生徒
 - ④原則として、インターネット接続環境がある家庭
- ※ない場合の対応も可能

